

## 第 6 回鳥取県人権意識調査業務仕様書

1 委託業務の名称

第 6 回鳥取県人権意識調査業務（以下「本業務」という。）

2 委託業務の内容

県民の人権に関する意識及び求めている施策の方向性等を把握し、「鳥取県人権施策基本方針」の改訂や人権問題についての教育・啓発活動など今後の人権施策推進の基礎資料とするため、アンケート調査を実施、調査結果の集計及び分析を行う。

3 委託業務の期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

4 調査の概要

- (1) 調査対象者 鳥取県内在住の 1 6 歳以上の者 3, 0 0 0 名
- (2) 抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出法  
(市町村別に別紙 1 に記載する人数を抽出)
- (3) 調査方法 アンケート調査票の送付（郵送又はメール便）及び回収（返信用封筒による郵送又はインターネット回答）による
- (4) 調査項目数 1 9 問

5 委託業務の内容

(1) 調査準備

受注者は、本業務に着手する前に、発注者に実施スケジュールを提出し、確認を得ること。  
具体的な内容は次のとおりとする。

項目	内容	備考
調査対象者の抽出	受注者が各市町村に出向き住民基本台帳を閲覧・抽出	受注者が市町村の住民基本台帳を閲覧し、平成 2 1 年 4 月 2 日以前に生まれた方で、市町村ごとに別紙 1 で指定する人数を無作為抽出し、宛名ラベルを作成する。ただし、鳥取市の調査対象者の抽出作業については、発注者が行うので、宛名ラベルは発注者が作成し、受注者へ渡すこととする。 なお、閲覧に係る手数料の取り扱いは各市町村窓口を確認の上、受注者で手数料を負担することとし、閲覧にあたり発注者への依頼事項がある場合は個別に相談すること。
アンケート調査票 (以下、「調査票」という)等の準備、 発送	調査票印刷 (3, 0 0 0 部)	調査票は別紙 2 のとおり (A 4、6 枚程度、両面印刷) とする。ただし、調査票の記載内容は多少変わる可能性があるため、その際は、発注者から原稿を渡すものとする。
	往信用封筒印刷等 (3, 0 0 0 部)	封筒 (角 2) は受注者が用意し、印刷 (調査票同封の旨等記載) 及び宛名ラベルを貼り付ける。
	返信用封筒印刷 (3, 0 0 0 部)	発注者が郵便局で料金受取人払郵便の手続きを行うので、受注者は返信用封筒 (長 3) を準備し、必要なバーコード等を印刷する。 調査票の回収先は、鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課 (以下、「人権・同和対策課」という。) 気付受注者とする。 なお、料金受取人払郵便の費用は受注者が負担する。

項目	内容	備考
アンケート調査票 (以下、「調査票」という)等の準備、 発送	調査票の封かん等	受注者が調査票及び返信用封筒の封入及び封かんを行う。
	調査票等の発送	発送は発注者の確認の上、令和7年5月中旬までに受注者が行い、郵送料は受注者が負担する。 回答期限は、調査期日から1か月を目安に設定し、発注者と協議の上、決定する。
インターネットによる調査	インターネット調査	インターネット上でも回答出来るようにすること。 (Google フォームによるアンケートなど)
督促状の発送	全調査対象者に発送 (3,000部)	督促状の原稿は発注者が別途作成するもの(ハガキ、1枚)とし、受注者が準備、印刷を行う。回答期限の半月前を目安に送付する。 郵送料は、受注者が負担する。

## (2) 調査票の集計及び分析

ア 回収した調査票の回答を集計する。

なお、紙で返送された調査票は発注者が回収し随時引渡しを行うので、受注者は発注者から連絡を受けたら人権・同和対策へ調査票を受け取りに来ること。最終的な受取期日は、督促後、2週間程度後を目安とする。

また、回収した回答内容に疑義のあるものについては、発注者に確認を求めること。

イ 集計した回答を、属性4項目及び設問19問(変更する場合がある)ごとに単純集計する。(集計様式は任意とする。ただし、グラフ化等視覚的にわかりやすくすること。)

ウ 設問ごとの回答を、各種属性及び他の設問との間でクロス集計する。(グラフ化等視覚的にわかりやすくすること。)

なお、クロス集計の内容については、発注者と協議して決定するものとする。

エ 集計結果及び前回の調査結果(令和2年度実施。<https://www.pref.tottori.lg.jp/296815.htm> 参照)との比較等により、県民意識の動向等について分析を行う。

なお、分析の内容については、発注者の指示により、適宜修正するものとする。

## (3) 報告書等の作成

ア (2)で集計等行った内容及び当該内容について分析した結果をまとめた報告書を作成する。

イ 報告書の作成(取りまとめ方法、レイアウト等)については、発注者と協議の上、決定するものとする。

ウ 報告書については、「概要版」も併せて作成する。

## (4) その他

ア 受注者が一切の使用機器を準備すること。

## 6 成果物及び納入期限等

### (1) 成果物の納入

ア 本業務に関わるデータ一式

作成データ(5(2)及び5(3)で作成した報告書、報告書作成に用いた集計データ及びグラフ等作成した電子データの全て。)はエクセルを基本として保存の上編集できるようにし、各報告書については、ホームページ掲載用の電子ファイル(PDF・エクセル・ワード等)も作成のうえ、(2)のとおり発注者に納入すること。

なお、入力ミスを防ぐため、限定項目や複数回答項目(※)等のデータチェック及びエラー処理等を講じること(最低2回以上のエラーチェックを実施し、その結果を報告するなど)。

(※)「限定項目」…回答に前提条件がある項目について、その前提条件を満たしているかどうか。

「複数回答項目」…複数回答の内容について、論理的にありえない選択肢になっていないかどうか。

イ 最終報告の成果物納入時に完了報告書と集計が終了したアンケート調査票を併せて提出すること。

ウ 納入した成果物について、発注者の検査で不合格となったときは、直ちに修正し、納入期限までに

合格すること。

エ 納入後のデータの全ての権利（所有権や製本の著作権など）は、人権・同和対策課に帰属するものとする。

(2) 納入期限等

	内 容	形 式	納 入 期 限
① 速報報告	集計結果（単純集計のみ）・グラフ	電子データ	令和7年8月27日（予定）
② 中間報告	集計結果（クロス集計含む。） ・グラフ・分析	電子データ	令和7年10月1日（予定）
③ 最終報告	集計結果・グラフ・分析（修正指示を反映したもの）・報告書	電子データ 及び紙	令和8年2月27日

(3) 納入場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

人権・同和対策課人権啓発担当

電話 0857-26-7590

電子メール jinken@pref.tottori.lg.jp

7 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

8 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

9 守秘義務等

(1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

(2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 受注者は、本業務に従事する者及び8の規定により本業務を再委託する場合の再委託先並びにそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。

(4) 発注者は、受注者又は従事者等が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(5) (1)から(4)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

10 個人情報の保護

(1) 受注者等は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守して適正に管理し、本業務の履行上知り得た事実を他人に漏らしてはならない。

(2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

11 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

12 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

13 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と連携を密にし、内容について協議すること。
- (2) 各市町村の住民基本台帳を閲覧した際に作成した転記名簿等については、アンケート調査発送後速やかに発注者へ提出すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別紙1 市町村別標本数（抽出数）

	対象者総数 (R6.1.1時点、15歳以上)			抽出数 自動計算 (R6.1.1時点、16歳以上)		
	総数	男	女	総数 ①	男 ②	女 ③
県計	475,100	225,673	249,427	3,000	1,425	1,575
鳥取市	158,850	76,102	82,748	1,003	480	523
米子市	126,367	59,639	66,728	798	377	421
倉吉市	38,959	18,263	20,696	246	115	131
境港市	28,959	13,829	15,130	183	87	96
岩美町	9,726	4,661	5,065	61	29	32
若桜町	2,602	1,236	1,366	16	8	8
智頭町	5,726	2,634	3,092	36	17	19
八頭町	14,067	6,722	7,345	89	42	47
三朝町	5,364	2,569	2,795	34	16	18
湯梨浜町	14,110	6,691	7,419	89	42	47
琴浦町	14,346	6,721	7,625	91	43	48
北栄町	12,544	5,961	6,583	79	38	41
日吉津村	3,069	1,436	1,633	19	9	10
大山町	13,473	6,461	7,012	85	41	44
南部町	9,197	4,390	4,807	58	28	30
伯耆町	9,099	4,338	4,761	58	28	30
日南町	3,743	1,764	1,979	24	11	13
日野町	2,574	1,181	1,393	16	7	9
江府町	2,325	1,075	1,250	15	7	8

# 鳥取県人権意識調査（案）

## 調査のお願い

日ごろから県政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

この調査は、県内にお住まいの16歳以上の方から無作為に選ばせていただいた3,000名の方々を対象に、人権問題に対する認識や考えをお伺いするものです。

なお、この調査は無記名で行っており、個人が特定されることはありませんので、あなたの率直なお気持ち、お考えをご記入ください。

また、お答えいただいた情報を調査目的以外に使用することは一切ありません。

お忙しいところ、お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきま

すようお願い申し上げます。

【このアンケートをよむことがむずかしいかたへ】

ご家族など、親しいかたに読んでもらってお答えいただくか、問い合わせ先に、ご連絡ください。

- ◆ 封筒のあて名の方、ご本人がお答えください。
- ◆ 質問に従って、当てはまる選択肢の番号を○で囲んでお答えください。また、選択肢の中の「その他」に○をされた方は（ ）の中に具体的な内容を記入してください。
- ◆ 回答したくない部分がありましたら、お答えいただかなくても結構です。
- ◆ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、令和7年●月●日(●)までに投かんしてください。（切手は不要です。）
- ◆ この調査についてご不明な点などがありましたら、下記問い合わせ先にご連絡ください。

### 【問い合わせ先】

とっとりけんちいきしゃかいしんこうぶじんけんそんちようしゃかいすいしんきょくじんけん どうわたいさくか  
鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課

とっとりしひがしまちいっちょうめ でん わ  
（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220） 電話：0857-26-7590

ファクシミリ：0857-26-8138 でんし  
電子メール：jinken@pref.tottori.lg.jp



令和7年●月

鳥取県

## 調査の目的

鳥取県では、お互いの人権が尊重され、県民一人ひとりが誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会の実現を目指し、人権啓発や差別の解消に向けた取組を行っています。

この調査は、県民の人権に関する意識の現在の状況や過去の調査との変化などを調べ、鳥取県人権施策基本方針（※）や人権啓発活動などに活用することを目的としています。

（前回の調査結果をこのように活用しました。）

<一例>

○見聞きした差別的な発言や行動

	第5回	第4回
地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動	63.8%	80.1%
<u>インターネット上での差別的な表現等（※）</u>	<u>18.6%</u>	<u>10.4%</u>
差別的な落書きや投書	15.7%	12.0%
その他	9.0%	7.1%
雑誌等での差別的な記事	8.6%	7.5%

※前々回調査と比較し、「地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動」の割合(80.1%→63.8%)が減少し、「インターネット上での差別的な表現等」の割合(10.4%→18.6%)が上昇。



この調査結果から、インターネット上の差別事象に対するモニタリングの体制強化を図りました。

- ・市町村、関係団体への講師派遣による資質向上
- ・ネットモニタリング・削除要請等を効率的・効果的に実施するための調査研究、情報共有

※「鳥取県人権施策基本方針」とは、お互いの人権が尊重され、差別と偏見のない社会を目指して、平成8年に制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」第5条に基づいた人権施策の基本となるべき方針です。この基本方針は、県が人権に係る取組を行ううえで、基本的な考え方や方向性を県民の皆さんに示すものです。

# 1 人権全般

問1 次のような政策、制度、用語を、あなたは知っていますか。知っているものに○をつけてください。(○はいくつでも) ※各用語の説明は、10ページをご参照ください。

知っている		知っている	
	(1) あいサポート運動 (※1)		(6) デジタルメディアリテラシー (※6)
	(2) ヘイトスピーチ (※2)		(7) とっとり安心ファミリーシップ制度 (※7)
	(3) カスタマーハラスメント (※3)		(8) #MeToo 運動 (※8)
	(4) 子どもの権利条約 (※4)		(9) ユニバーサルデザイン (UD) (※9)
	(5) 無らい県運動 (※5)		(10) ヘルプマーク (※10)

問2 次のような考えについて、あなたはどう思いますか。次の(1)～(16)のすべてについて、あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。(それぞれ1つに○)

	1 そう思う	2 どちらかといえば そう思う	3 どちらかといえば そう思わない	4 そう思わない	5 わからない
(1) 差別だ、差別だ、と騒ぎすぎる人が多いと思う	1	2	3	4	5
(2) 差別される人にも、それだけの理由があると思う	1	2	3	4	5
(3) さまざまな人権問題が話題になるが、自分とは関係のないことだと思う	1	2	3	4	5
(4) 自治会や町内会の役員は、女性には荷が重いので男性が担うべきだと思う	1	2	3	4	5
(5) 障がいのある人が困難を経験するのは、周りの環境や制度などが障がいのない人(多数派)に合わせて作られているからだと思う	1	2	3	4	5
(6) 障がいのある人は、保護者や介助者がいない場合入店を断られてもしかたがないと思う	1	2	3	4	5
(7) 保護者が子どものしつけのために、叩いたり怒鳴ったりすることは、ある程度は仕方がないと思う	1	2	3	4	5
(8) 子どもの問題を家庭だけの責任にするのではなく、公的な支援も必要だと思う	1	2	3	4	5
(9) 高齢者は、一定の年齢になったら運転免許証を返納すべきと思う	1	2	3	4	5
(10) 外国人が増えると治安が悪くなると思う	1	2	3	4	5
(11) 日本で暮らす外国人が、母国の言葉や文化を大切にすることを尊重すべきだと思う	1	2	3	4	5
(12) ハンセン病(※1)元患者に対して、宿泊施設、店舗等への入店や利用を拒否することがあってはならないと思う	1	2	3	4	5
(13) インターネット上の掲示板・SNSなどに他人の個人情報や悪口を書き込むのは人権を侵害する行為だと思う	1	2	3	4	5



問2 続き

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
(14) 性的マイノリティ(※2)が社会的話題になっているが、自分の周りにはいないと思う	1	2	3	4	5
(15) 新型コロナウイルスに感染したことを理由に出勤・登校・登園を断ることは、感染症予防の観点からやむを得ないと思う	1	2	3	4	5
(16) 犯罪被害者やその家族に対する興味本位のうわさや中傷は人権侵害にはあたらないと思う	1	2	3	4	5

※1 ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気で、治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがあり、患者は差別の対象となり迫害されてきた。明治時代に入ると国による強制隔離政策がとられるようになり、ハンセン病患者の人権が大きく侵害された。

※2 性的マイノリティとは、同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいう。

問3 過去5年間の日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと思ったことがありますか。(1つに○)

1. よくある	}	次の①、②にもお答えください
2. たまにある		
3. ほとんどない	}	問4へお進みください
4. まったくない		
5. わからない		

① それほどのようなことですか。(○はいくつでも)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分等による不平等・不利益な取扱い)</li> <li>2. プライバシーの侵害</li> <li>3. インターネット上の掲示板・SNS等への不適切な書き込み</li> <li>4. 地域などでの嫌がらせやいじめ</li> <li>5. 学校での嫌がらせやいじめ</li> <li>6. 学校での体罰</li> <li>7. 職場での嫌がらせやいじめ(パワーハラスメントを含む)</li> <li>8. 家庭内での暴力や虐待</li> <li>9. 他人や団体からの暴力、脅迫、強要</li> <li>10. セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)</li> <li>11. ドメスティック・バイオレンス(DV)※ ※配偶者や恋人などからの身体的・精神的・性的な暴力</li> <li>12. 性暴力</li> <li>13. ストーカー行為</li> <li>14. 公務員(国・自治体等の職員、警察官、教員等)による不当な扱い</li> <li>15. 答えたくない</li> <li>16. その他( )</li> </ol>
--

② そのことについて、誰かに相談しましたか。(〇はいくつでも)

1. 友人、知人
2. 家族や親戚
3. 職場の上司や事業主
4. 職場の人権担当相談員
5. 学校など（幼稚園、保育園等を含む）の教職員等
6. 民生委員・児童委員など地域の人
7. 弁護士などの専門家
8. 国や県、市町村の人権相談窓口（電話相談やメール相談を含む）
9. 8以外の相談機関（法テラス、NPO等）
10. インターネット上の友人、知人
11. 自分で処理（解決）した
12. 何もしなかった
13. その他（）

問4 過去5年間の日常生活の中で、あなた自身が他人に対して差別や人権侵害を行ったことがあると思いますか。(1つに〇)

1. ある
2. あるかもしれない
3. ないと思う
4. ない
5. わからない

問5 今現在、普段の生活場面における人間関係の中で、あなたは平等に扱われている（差別されたり、特別扱いされていない）と思いますか。次の（1）～（3）のすべてについてお答えください。(それぞれ1つに〇)

	1 扱 わ れ て い る	2 扱 ど わ れ ら か と い え ば う	3 思 扱 う ど わ れ ら か と い え ば	4 扱 わ れ て い な い	5 現 在 か か わ り が な い
(1) 家庭において	1	2	3	4	5
(2) 地域において	1	2	3	4	5
(3) 学校または職場において	1	2	3	4	5

問6 あなたは実際に、障がいのある人や高齢者、妊娠している人などの手助けをした経験がありますか。次の(1)～(6)のすべてについてお答えください。(それぞれ1つに○)

	1 実際に手助けした	2 か が 手 助 け し な か っ た 方 法 が わ か ら な か っ た	3 手 助 け し な か っ た	4 見 困 っ て い る 人 を 見 か け て い な い
(1) 手話や筆談によるコミュニケーション	1	2	3	4
(2) 目の不自由な方の誘導	1	2	3	4
(3) ゆっくり、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮	1	2	3	4
(4) 車いす利用者の補助(段差、上り坂など)	1	2	3	4
(5) 多目的トイレやエレベーターの場所の案内	1	2	3	4
(6) バスなどの公共交通機関や待合室などで席を譲る	1	2	3	4

問7 あなたは次のような行動をとることができますか。次の(1)～(8)のすべてについてお答えください。(それぞれ1つに○)

	1 で き る	2 ど ち ら か と い え ば で き る	3 ど ち ら か と い え ば で き な い	4 で き な い	5 わ か ら な い
(1) セクハラの場合に居合わせたとき、やめるように注意することができる	1	2	3	4	5
(2) 子どもへのいじめ、体罰、虐待などに気づいたとき、関係機関に通報することができる	1	2	3	4	5
(3) 災害時に、地域の高齢者や障がいのある人、外国人、妊産婦など支援が必要な人の避難についても気を配ることができる	1	2	3	4	5
(4) 地域で暮らす外国人と積極的にコミュニケーションをとったり、お互いの文化を理解し合う努力をしたりすることができる	1	2	3	4	5
(5) 近所に刑を終えて出所した人がいたとき、地域の一員として迎えることができる	1	2	3	4	5
(6) 友人がインターネット・SNSの掲示板などで差別的な書き込みをしようとしたとき、同調せずに注意することができる	1	2	3	4	5
(7) 身近な人から性的マイノリティであると告白(カミングアウト)を受けたとき、共感したり、支援する意思を伝えることができる	1	2	3	4	5
(8) 知人が犯罪被害にあった場合、本人やその家族に対して距離を置いたり、逆に興味本位で話を聞き出すなどせず、普段どおりに接することができる	1	2	3	4	5



① 見聞きした差別的な発言や行動は、次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

1. 地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動
2. 差別的な落書きや投書
3. インターネット・SNS上での差別的な表現等
4. 雑誌等での差別的な記事
5. その他 ( )

② その時、あなたはどうしましたか。(〇はいくつでも)

1. 差別に気づき、間違っていることを説明した
2. 差別に気づき、間違いを説明したかったが、できなかった
3. 差別に気づいたが、どうしたらよいのかわからなかったため、何もできなかった
4. 差別に気づいたが、当人の問題であると思い、そのままにした
5. その時は差別と意識せず、見過ごした
6. その他 ( )

問12 相手が同和地区(被差別部落)出身者であることを理由に結婚に反対することについて、あなたの考えにもっとも近いものはどれですか。(1つに〇)

1. 反対することなど考えられない
2. 反対したい気持ちがあっても反対してはいけない
3. 反対してもかまわない
4. 絶対に反対すべきだ
5. わからない

問13 あなたが、家を購入したり、アパートを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、物件が同和地区(被差別部落)にあった場合、どうすると思いますか。(1つに〇)

1. 物件が同和地区(被差別部落)にあるという理由で、避けることはない
2. 物件が同和地区(被差別部落)にあったら、避ける
3. わからない

問14 あなた、または家族の結婚や就職に際して、同和地区(被差別部落)出身かどうか身元調査(※)をすることについてどう思いますか。(1つに〇)

1. 相手のことを知るために、身元調査は必要だ
2. 場合によっては、身元調査をせざるを得ないこともある
3. 身元調査はしなくてもよい
4. 身元調査は絶対にしてはならない
5. わからない

※ 身元調査とは、対象者の身元(出生、家庭環境など)を調べることで、身元調査により対象者が不当に差別的な扱いを受けることもあります。



問17 県や市町村、教育機関等では、講演会や研修会等以外でも人権問題の啓発を行っています。そのうち、あなたが、過去5年間に、人権問題を理解するのに役立ったものはどれですか。(〇はいくつでも)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報誌</li> <li>2. 冊子・パンフレット</li> <li>3. 新聞</li> <li>4. 掲示物（ポスター等）</li> <li>5. テレビ・ラジオ</li> <li>6. 地域情報誌・タウン誌</li> <li>7. 映画・DVD</li> <li>8. インターネット</li> <li>9. 街頭啓発</li> <li>10. 1～9のどれもなし</li> </ol>	} 問18へお進みください → 次の①にもお答えください
--	---------------------------------

① その理由をお聞かせください。(1つに〇)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 難しくてよくわからない</li> <li>2. 自分の日常生活にあまり関係がない</li> <li>3. 忙しくて、読んだり聞いたりする時間がない</li> <li>4. 内容が自分の考え方と異なっている</li> <li>5. もう十分に理解しているので必要がない</li> <li>6. 関心がない</li> <li>7. その他 ( )</li> </ol>
--

問18 あなたは、人権教育・人権啓発に関して、どのようなお考えをお持ちですか。次の(1)～(8)のすべてについてお答えください。(それぞれ1つに〇)

	1 そう思う	2 どちらかといえば そう思う	3 どちらかといえば そう思わない	4 そう思わない	5 わからない
(1) 差別や偏見に基づく情報に惑わされないためにも、様々な人権問題について学習しておく必要がある	1	2	3	4	5
(2) 家庭では、親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということを、子どもたちに示す必要がある	1	2	3	4	5
(3) 多様な人々と直接的な関わりを持ち、相手のことを理解する必要がある	1	2	3	4	5
(4) NPO等の民間団体による人権尊重に向けた取組を行政が支援する必要がある	1	2	3	4	5
(5) 職場で人権意識を高めるための啓発活動などを積極的に推進する必要がある	1	2	3	4	5
(6) 人権侵害を行った人などに対する法的な規制や人権が侵害された人の救済・支援を充実するための法整備を促進する必要がある	1	2	3	4	5
(7) 世界人権宣言や日本国憲法で保障されている基本的人権の正しい理解が必要である	1	2	3	4	5
(8) 人権は十分に尊重されており、新たな取組は必要ない	1	2	3	4	5

## 4 自由記述

人権に関する困りごと、日ごろ感じていること、また、行政に対する御意見、御要望があれば、自由にお書きください。

(キーワード：人権教育・啓発、性別、障がい、子ども、高齢者、外国人、病気、刑を終えて出所、犯罪被害者、性的マイノリティ、生活困難者、被災者、アイヌ、ひきこもり、いじめ、孤独・孤立 など)


### 【問1の用語の説明】

- ※1 (あいサポート運動)：様々な障がいの特性を理解して温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときには「ちょっとした手助け」を行って、誰もが安心して生き生きと暮らしていくことができる地域社会を目指す取組で、平成21年に鳥取県でスタートした。
- ※2 (ヘイトスピーチ)：特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。
- ※3 (カスタマーハラスメント)：顧客や取引先等からのクレームのうち、過剰な要求を行ったり、商品やサービスに不当な言いがかりをつける悪質なものであって、労働者の就業環境が害されるもの。
- ※4 (子どもの権利条約)：1989年に国連で採択された、すべての子どもに基本的人権があることを国際的に保障するために定められた条約。この条約の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和5年4月、こども施策の基本理念やこども等の意見の反映などについて定めた「こども基本法」が施行された。
- ※5 (無らい県運動)：ハンセン病患者が自分たちの町や村に一人もいないことを目指して、ハンセン病療養所に入所させる、戦前・戦後にわたって官民一体となって行われた運動であり、これにより、ハンセン病は「恐ろしい伝染病」という誤った認識が社会に植えつけられ、地域社会にハンセン病に対する偏見、差別や忌避観が定着した。
- ※6 (デジタルメディアリテラシー)：誤った情報に惑わされたり、心無い誹謗中傷や差別的な投稿を行うことがないよう、デジタルメディア情報を正しく見極め、正しく行動する能力のこと。
- ※7 (とっとり安心ファミリーシップ制度)：県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、性的マイノリティの方々が安心して自分らしく暮らせる社会を実現するため、お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティのカップルが、相互に協力し合う関係またはその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、県がその届出を受理したことを証明する制度。
- ※8 (#MeToo 運動)：セクハラや性虐待、性的暴行の被害者が自身の経験を告白・共有する国際的な運動のこと。
- ※9 (ユニバーサルデザイン (UD))：障がいの有無、年齢、言語など関係なく、誰でも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。障がいによりもたらされるバリア (障壁) に対処するバリアフリーとは異なる。
- ※10 (ヘルプマーク)：義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、妊娠初期の方など、配慮や支援を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。



最後に、お答えいただいた回答を統計的に分析するため、あなたご自身のことについて、差し支えない範囲でお答えください。回答したくない部分がありましたら、お答えいただかなくても結構です。

1 あなたの性別は（3. の場合、差し支えなければ（ ）に記載をお願いします。）

1. 男性	2. 女性	3. ( )
-------	-------	--------

2 あなたの年齢は

1. 16～19 歳	2. 20～29 歳	3. 30～39 歳	4. 40～49 歳
5. 50～59 歳	6. 60～69 歳	7. 70～79 歳	8. 80 歳～

3 あなたの職業等は

1. 農林漁業者（家族従業者も含む） 2. 企業や団体の役員・自営業者（家族従業者も含む） 3. 企業や団体に勤める人 4. 学校等の教職員（幼稚園、保育園等を含む） 5. 医療・保健・福祉関係者（医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・介護福祉士等） 6. 公務員（学校、医療・保健、福祉関係者以外） 7. その他の専門職・自由業（弁護士・税理士・公認会計士・宗教家・芸術家等） 8. 主として家事に従事 9. アルバイト・パート 10. 学生 11. 無職 12. その他（ ）
--

4 あなたがお住まいの市町村は

1. 鳥取市	2. 米子市	3. 倉吉市	4. 境港市	5. 岩美町	6. 若桜町	7. 智頭町
8. 八頭町	9. 三朝町	10. 湯梨浜町	11. 琴浦町	12. 北栄町	13. 日吉津村	14. 大山町
15. 南部町	16. 伯耆町	17. 日南町	18. 日野町	19. 江府町		

～ 質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。～

この調査票を返信用封筒に入れて、令和7年●月●日までに投かんしてください。  
切手は不要です。

【人権相談窓口のご案内】		
相談窓口	電話番号（相談専用ダイヤル）	受付時間
県庁人権尊重社会推進局 （県庁本庁舎5階）	0857-26-7677	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時まで （祝日、年末年始は除く）
中部総合事務所県民福祉局	0858-23-3270	
西部総合事務所県民福祉局	0859-31-9649	

E-mailでの相談（24時間受付）：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp  
※相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合があります。

(別記)

## 個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲に報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。

(別記仕様書)

## 個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書

甲及び乙は、この契約による業務を処理するための個人情報及び死者情報の取扱いについて、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守するに当たっては、次の仕様のとおりにしなければならない。

### 1 基本的事項(特記事項第1条関係)

甲は、乙に対し、個人の権利利益を侵害することのないよう、この契約による業務に係る個人情報の適正な取扱いについて次表のとおり教示する。

- (1) 甲から受託した事務に係る個人情報の適正な取扱いについて講じなければならない安全管理措置の対象は、個人データに限定されるものではなく、個人情報全般に対し及ぶものであること。  
〔個人情報の保護に関する法律第66条第2項〕
- (2) 個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」別添「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に準ずること。  
〔個人情報保護委員会URL [https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#gyosei\\_Guide](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#gyosei_Guide)〕
- (3) 個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(個人情報取扱事業者等に係るガイドライン)」の企業規模別での取扱いを参酌して差し支えないが、これをもって(2)の基準を免れるものと解釈してはならないこと。  
〔個人情報保護委員会URL <https://www.ppc.go.jp/news/>〕

### 2 第三者への提供の承諾(特記事項第4条関係)

特記事項第4条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号(甲の電子決裁等システム(鳥取県文書の管理に関する規程(平成24年鳥取県訓令第2号)第2条第1項第9号に規定する電子決裁等システムをいう。)を利用して取得した番号をいう。以下同じ。)を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

### 3 再委託等の承諾(特記事項第5条関係)

特記事項第5条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

### 4 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る指定(特記事項第6条関係)

特記事項第6条第1項に規定する甲の指定は、次に掲げる基準の中から定めるものとする。

#### (1) 方法

ア 個人情報の記録媒体が用紙である場合

手交又は郵送

イ 個人情報の記録媒体が電磁的記録である場合

(ア) 当該電磁的記録を有形物(光ディスク)に収録する場合

手交又は郵送

(イ) 当該電磁的記録を無形物(ファイル)のままとする場合

甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用

#### (2) 日時

甲乙間において、事前に協議して定める。

#### (3) 場所

甲の事務所又は後記7(1)表中④の作業場所の所在する乙の事務所

### 5 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る記録(特記事項第6条関係)

(1) 特記事項第6条第2項の当該個人情報を預かる旨には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ア 引渡者たる甲の名称等

イ 受領者たる乙の名称又は氏名

ウ この契約又は業務の名称

エ 乙が引渡しを受けた個人情報の名称等

オ 乙が引渡しを受けた日時及び場所

(2) 特記事項第6条第2項に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から定めるものとする。

ア PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で甲に対し送信すること。

(ア) 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用

(イ) 甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付

乙があらかじめ甲に届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

イ 甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入

乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

#### 6 複製・複写の承諾（特記事項第7条関係）

特記事項第7条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

#### 7 乙が甲と同等の水準をもって講じなければならない安全管理措置（特記事項第8条関係）

(1) 個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により、乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、当然に、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい等の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならないところであり、特記事項第8条においてもこの旨を確認したところである。

ついては、乙は、乙が業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、その安全管理措置について甲と同等の水準を確保するため、次表のとおり所要の措置を講ずるものとする。

- |   |
|---|
| <p>① 乙は、業務において利用する個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。</p> <p>② 乙は、業務において利用する個人情報等の取扱いの従事者を定め、併せて当該従事者の中からその責任者（以下「責任者」という。）を定め、前記①の責任体制とともに、あらかじめ甲に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>③ 前記5及び後記8について遵守する。</p> <p>④ 乙は、業務において利用する個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。甲は、特記事項第12条に基づき、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。</p> <p>⑤ 乙は、業務において利用する個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りではない。</p> <p>⑥ 乙は、業務において利用する個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>⑦ 受託者は、業務において利用する個人情報等について使送、郵便、電子メールその他のインターネットの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>⑧ 乙は、従事者をして前記⑦に基づき報告した送付方法により業務において利用する個人情報等を送付させる場合は、次のアからエまでに掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>ア 送付先及び送付物に誤りがなく確認すること。</p> <p>イ 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。</p> <p>ウ 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。</p> <p>郵便にあっては、郵便追跡サービスを付加するもの（特殊郵便）を用いること。ただし、乙において、差出人、受取人、郵便の種類、取扱区分及び特徴、貼り付けた切手等の支払い済みの郵便料金、差し出した場所並びに差し出した日時を記録し、もって郵便物等事故調査の依頼を可能とする場合には、この限りでない。</p> <p>エ 上記ア及びイについて従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記ウについて責任者が</p> |
|---|

了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。

⑧ 乙は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。

⑨ 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的かつ客観的に評価し選定すること。

⑩ 乙は、業務において利用する個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次のアからエまでに掲げるとおり管理しなければならない。

ア 当該個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。

イ 当該個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

ウ 当該個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

エ 当該個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(2) 乙が講じなければならない個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する情報については、政府（個人情報保護委員会ウェブサイト等）において公表されているので、乙は、業務において利用する個人情報等の取扱いを開始するに当たり、適宜、当該情報を参考とし、併せて、政府から配付されている資料、ツール等を参考とし、又は活用するものとする。

(3) 乙は、この特記事項及びこの特記仕様書の解釈等、業務において利用する個人情報等の取扱いについて疑義が生じた場合には、その都度甲に確認し、業務を行うものとする。この限りにおいて、甲は、甲における情報セキュリティに係る管理体制の維持に支障がない範囲で乙に対し情報の提供等を行うものとする。

#### 8 従事者等の研修（特記事項第8条の2関係）

(1) 特記事項第8条の2第1項の研修は、従事者（責任者を含む。）に業務において利用する個人情報等の取扱いを開始させる前に少なくとも1回は行わなければならない。

(2) 特記事項第8条の2第1項の研修の内容には、少なくとも次表に掲げるものの受講を含むものとする。ただし、乙において、次表に掲げるものと同等の水準以上のものと認める研修を実施する場合には、この限りでない。

① 政府広報オンライン「個人情報保護法の概要」の視聴

令和2年改正個人情報保護法の全面施行を受けた「個人情報保護法」の概要について、用語解説から個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う際の義務まで解説するもの。

[URL <https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25176.html>]

② 政府広報オンライン「個人情報保護法上の安全管理措置」の視聴

個人情報取扱事業者において、取り扱う個人データの漏えい等の防止、その他個人データの安全管理のために講じなければならないとされる、必要かつ適切な措置について具体的な手法を例示しながら紹介するもの。

[URL <https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25177.html>]

③ 政府広報オンライン「個人情報の取扱いに関する規律等の整備とお役立ちツールのご紹介」の視聴

個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱うため、基本方針を策定することや安全管理措置として具体的な取扱いに係る規律を整備することが重要であるところ、これらの規律等の説明に加え、個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載しているお役立ちツールお役立ちツール（自己点検チェックリスト、個人データ取扱要領例等）について紹介するもの。

[URL <https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25178.html>]

④ 政府広報オンライン「個人データの漏えい等事案と発生時の対応について」の視聴

令和4年4月1日から、個人データの漏えい等が発生し個人の権利利益を害するおそれがある場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されたことについて分かりやすい解説で紹介するもの。

[URL <https://www.gov-online.go.jp/prg/prg24040.html>]

個人情報保護委員会URL <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#movie>

(3) 特記事項第8条の2第2項の研修についても、前記(1)及び(2)と同様とする。

9 事故発生時における報告（特記事項第9条関係）

(1) 特記事項第9条の報告は、次のとおりとする。

ア 一先報告

乙において、当該事故が発覚した場合には、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等について甲に一先ず報告をしなければならない。

イ 速報

甲の指定する日時（当該事故の発覚の日から起算して最長3日以内を原則とする。）までに次に掲げる記入様式の例により書面又は電磁的記録を甲に提出しなければならない。

(ア) 記入様式

政府が個人情報保護委員会ウェブサイトにおいて配付している民間事業者用参考資料

[URL <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#report>]

(イ) 備考

鑑文については引用法条を省略して単に「次のとおり報告します。」と書き改め、宛先については甲と書き改めること。

ウ 確報

甲の指定する日時（当該事故の発覚の日から起算して最長3週間以内を原則とする。）までに前記イと同様の方法により甲に提出しなければならない。

10 業務等終了時の個人情報の返還又は引渡し（特記事項第10条関係）

(1) 甲は、特記事項第10条第1項に規定する返還又は引渡しについて、あらかじめ乙から求めがあった場合には、当該返還又は引渡しと引換えに次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録を乙に交付しなければならない。

ア 返還者又は引渡者たる乙の名称等

イ 受領者たる甲の名称等

ウ この契約又は業務の名称

エ 甲が返還又は引渡しを受けた個人情報の名称等

オ 甲が返還又は引渡しを受けた日時及び場所

(2) 前号に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から定めるものとする。

ア PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で乙に対し送信すること。

(ア) 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用

(イ) 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付

甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

イ 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入

甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

(3) 当該返還又は引渡しと引換えに第1号に規定する書面又は電磁的記録の交付を要しなかった場合において、当該返還又は引渡しの後相当の期間内に乙から求めがあったときも、前2号と同様とする。

11 業務等終了時の個人情報の廃棄（特記事項第10条関係）

(1) 特記事項第10条第2項の指示は、書面又は電磁的記録で行うものとする。この場合において、電磁的記録による指示は、前記10(2)の例によるものとする。

(2) 特記事項第10条第4項の報告は、完全に廃棄又は消去をした旨の証明書（情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面又は電磁的記録）を甲に提出することをも

って行わなければならない。ただし、他の法令に基づき乙において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、乙は、廃棄又は消去をすることができない個人情報等の概要に関する情報（情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去をしない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日）を当該証明書に記載すれば足りる。

(3) 前号の証明書の提出については、前記4の例によるものとする。

## 12 定期的報告（特記事項第11条関係）

特記事項第11条に規定する定期的報告は、次のとおりとする。

### (1) 開始時報告

#### ア 対象

この特記仕様書の交付があった場合全て

#### イ 時期

次に掲げるその都度とする。

(ア) この契約の期間の開始の日又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの開始の日のいずれか早い日から1月以内

(イ) この契約の期間又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が1年以上である場合には、毎年4月中（末日が閉庁日である場合には翌開庁日まで）

#### ウ 内容

乙は、本件事務に係る個人情報の取扱いの開始時（前記イ(イ)の場合にあっては、報告の日）における前記7に規定する責任体制、責任者、作業場所、運搬方法、送付方法、研修その他の安全管理措置について、別添「安全管理措置に係る報告兼届出書」により甲に報告しなければならない。

### (2) 中間報告

#### ア 対象

この契約又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が1年以上である場合であって、かつ当該期間が後記イの日に係るものに限る。

#### イ 時期

甲が別に指定するところにより、毎年8月から11月までの間で甲が別に定める日を基準とする。

#### ウ 内容

乙は、甲の指示があった場合には、前記イの日を基準とする特記事項の遵守状況に係る自己点検を行い、甲が指定する電子申請システム等に入力しなければならない。

## 13 死者情報の取扱い（特記事項第15条関係）

乙が業務を行うために死者情報を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2項から前項までと同様である。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。